

<セミナー受講報告書>

東京観光事業説明会～世界最高の観光都市・東京」の実現に向けて

(1) 講演：○東京都の観光事業について

東京都産業労働局観光部 企画調整担当課長 川口貴史 氏

○東京の観光プロモーションについて

東京都産業労働局観光部 シティセールス担当課長 前田千歳氏

(2) 日時：平成 29 年 7 月 5 日 10：00～12：00

(3) 場所：千代田区丸の内 丸の内 2 丁目ビル 3 F 会議室

(4) 主催：東京商工会議所

(5) 研修目的

(A) 東京都におけるインバウンド対策など観光誘客の事業を理解することにより福井県の施策として導入する可能性を探る。

(B) 予算規模や人材など福井県をはるかに上回る東京であるが、その事業を理解することにより、お金をかけないで行える施策など新たなアイデアを生み出す一助とする。

(6) 内容

(A) 観光をめぐる状況

○世界の旅行者は一貫して増加しており、1980 年に 2.8 億人だったものが 2016 年の実績値では 12.4 億人を記録、2030 年には 18.1 億人となることが予想されている。訪日外国人旅行者数も 2006 年の 733 万人から 2016 年の 2404 万人とこの 10 年間で約 3 倍に増加し、過去最高となっている。

東京への外国人旅行者もこの 10 年間で約 2.7 倍に増加しているものの、訪日外国人の内の訪都旅行者の占める割合は 55%とかつては 70%強あった時期から比べると地域間の競争が高くなってきていると考えられる。

○東京における外国人の訪問先を調査してみると上位 10 位は新宿・大久保、浅草、銀座などすべて区部によって占められている。都心に比べ多摩、島しょ部への総客が進んでいないという課題が浮かび上がる。

○2016 年の都内宿泊施設の客室稼働率は 79%と全国平均の 60%を大幅に上回っているものの旅館でのそれは 60%に留まり何らかのテコ入れ策が必要な状況となっている。

(B) 東京観光産業振興実行プラン 2017

○数値目標

この計画では今後の方向性や数値目標、具体的な観光施策などを掲載し、環境の変化に迅速かつ的確な対応を行うため毎年度見直し（内容の変更）を行うこととしている。主な数値目標は以下の通り。

訪都外国人旅行者数 2015 年 1,189 万人 → 2020 年 2,500 万人

外国人リピーター数 2015 年 571 万人 → 2020 年 1,500 万人

訪都外国人消費額 2015 年 1 兆 1,150 億円 → 2020 年 2 兆 7000 億円

訪都国内旅行者数 2015 年 5 億 1,670 万人 → 2020 年 6 億人

訪都国内旅行者消費額 2015 年 4.8 兆円 → 2020 年 6 兆円

○戦略

この計画では6つの戦略が挙げられている。

- ① 消費拡大に向けた観光経営：観光事業者の経営力やインバウンド対応力を高めるとともに観光産業を担う人材の育成を図る。
- ② 集客力の高い良質な管区資源の開発：これまでにない新たな視点を取り入れ都内の魅力的な観光資源の開発や活用を進める。
- ③ 観光プロモーションの新たな展開：東京の魅力の効果的な発信と富裕層の誘致に向けたプロモーションを行う。
- ④ MICE誘致の新たな展開：MICE誘致・開催に向けた支援を強化するとともに、海上施設や地域における受け入れ環境の充実を図る。
- ⑤ 受け入れ環境の向上：快適かつ安全に観光できるよう、観光案内機能の充実をはじめ、受け入れ環境の充実を図る。
- ⑥ 日本各地と連携した観光振興：日本各地と連携してインバウンドやMICE誘致を行うとともに、各地の魅力を発信する。

(7) 所感

○財源と人材が豊富な東京ならではの微にいり細にいりの網羅性と深度の高い施策が並べられていると感じた。この意味で福井県においてはこれらに制限があることは否めなく、すべて何でもやるということではなく、ある分野に絞って集中的に投資を行うことが必要なのかもしれないとの印象を受けた。具体的には大きなコンベンション施設など、大きな受入れ環境が整っていないMICEのM、Cについては取り扱わないことも一考に値するのではないかと考える。

○単独でインバウンド対策を行うことが可能な自治体であるという印象をもつ東京であるが、「東京でさえ」他地域との連携を模索しているという点は意外であった。この意味で福井県においても近隣府県のみならず、東京都タイアップにてできる観光ツアーの開発も考えるべきであろう。すでに東京インにて二日目に鳥取へ移動、砂丘や水木しげる記念館を訪問の後鳥取からアウトというツアーもすでに実施されている。

分権時代の議会のあり方と改革方策

- (1) 講演：明治大学政治経済学部教授 牛山久仁彦 氏
- (2) 日時：7月6日 10:00～12:30
- (3) 場所：豊島区東池袋1-6-4 アットビジネスセンター別館 8F
- (4) 主催：(株)地方議会総合研究所
- (5) 研修目的：地方議会改革を推進するうえで現在までの敬意や国の姿勢、法的根拠などを理解するうえで、今後、県議会改革を行っていく際の一助とする。

(6) 内容

- (A) 国から地方への機関委任事務は当時、全体の自治体における事務のうち、市の5割、県の7割を占めていた。また、これらの事務は国の事務の「下請け」的な意味合いがあり、それぞれの地方議会における審議対象外となっていたことも問題であった。しかし、この委任事務の廃止

後、地方議会の３大機能である、民意の集約、行政のチェック、政策の立案のそれぞれの機能の中で議会が果たすべき責任は増大し、この成果如何によって自治体の浮沈に大きな影響が表れるという状況になってきている。

地方議会は本来、住民の生活を支える身近な政策を実現するものであり、そこでの政策決定は住民生活に直結するものでなくてはならない。しかし、現在の劇場型ともいわれる騒動については物事の本質に迫る議論は少ない。身近な政治への関心を喚起するシステムが機能していないこともその理由にあると考える。

- (B) 二代表制が論じられ始めた１９７０年代は都市部を中心に保守系議員が多数を占める議会と革新首長が対立するという構図が存在した。９０年代以降は政党の支持を受けない無党派首長が誕生し、議会と戦う首長を演じて注目を集めた。ただ、８０年代には多くの政党が相乗りして首長「与党」となる自治体が多数を占めるという時期も長くあった。橋本元知事のように地方議会も議院内閣制をとればよいとの意見もある。また、欧米では議院内閣制をとっているコミュニティもあるとの指摘もあるが、欧米での議員はボランティアにて行われることが多く、地方事務も少なく、それほど専門性も必要としないという背景もあるからである。
- (C) 現在、地方議会を取り巻く課題について述べる。事務局体制や調査に関する資金的な制約によりその活動の質と量は首長部局に比べはるかに小さく行政に依存せざるを得ない状況となっている。また、執行部からの情報公開のレベルにおいても、おおきな問題が発生した場合に特に下がるような傾向もあり課題となっている。これらのインフラ面も含めた改革も地方議会には必要である。

(7) 所感

- 二代表制が確立する家庭での経緯を理解するに、その機能の重要性とそれを維持していく議員の責任の重さを改めて感じた。改革の第一歩は自治体の浮沈の半分は我々にかかっているという認識をすべての議員がそれぞれ理解し、それが総体となって議会を形成するという状況を作り出すことにあろう。
- 人口動態、財源の確保から言って国による中央集権システムは崩壊したといえよう。そんな中、単にチェック係で留まることなく理事者と競う形でアイデアを提供し政策を立案していくことも今後の議会には必要な機能であることを改めて認識した。